

特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画を策定し、公表している。 公開URL: https://jbma.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/report2023_plan.pdf (2) 計画策定に当たっては、理事会・総会等に諮り幅広く意見を募っている。		19. 中長期基本計画 20. 2023年3月臨時理事会議事録 21. 2024年度定例理事会議事録 44. 中長期基本計画(25～27)
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材の採用・育成計画は中長期基本計画の中で合わせて作成している。 (2) 計画は、協会ホームページにて公表している。 https://jbma.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/report2023_plan.pdf (3) 計画策定については、理事会・総会に諮り幅広く意見を募っている。		17. 令和6・7年度役員名簿 19. 中長期基本計画 21. 2024年度定例理事会議事録 22. 2024年度社員総会議事録 44. 中長期基本計画(25～27)
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 会計年度ごとに財務計画を策定している。 (2) 計画は、協会ホームページにて公表している。 https://jbma.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/report2023_plan.pdf (3) 計画策定にあたっては、理事会・総会に諮り幅広く意見を募っている。		18. 令和5年度財務諸表 5. 会計規程 7. 閲覧(情報公開)に関する規程 23. 2024年3月臨時理事会議事録 24. 財務計画資料
4	〔原則1〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 理事には、視覚障がい当事者も参画しており、各方面の有識者を含め多様性が確保されている。 (2) 9月27日臨時理事会において、2025年度以降の中長期基本計画を見直し、女性理事(40%)及び外部理事(25%)の目標割合を明記した。		1. 定款 17. 令和6・7年度役員名簿 23. 2024年3月臨時理事会議事録 36. 2024年9月臨時理事会議事録 44. 中長期基本計画(25～27)
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は特定非営利活動法人であり、評議員会は設置されていない。		なし
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置し、年に1回以上委員会を開催している。 (2) アスリート委員会規程に基づき、性別・競技クラス等バランスの取れた構成になるよう適切な人選を行っている。 (3) アスリート委員会委員及びパラアスリート経験者(視覚障がい当事者)が理事会に所属し、意見を組織運営に反映できる体制にある。		17. 令和6・7年度役員名簿 14. アスリート委員会規程 25. アスリート委員会記録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 理事会の規模については法人定款に明示されており、特定非営利活動法人として適正に運用されている。		1. 定款 17. 令和6・7年度役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 「役員の定年に関する規程」に基づき運用している。		1. 定款 3. 組織運営規程 15. 役員の定年に関する規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 9月27日の臨時理事会において、2024年度中に役員候補者選考規定を策定し、役員の新陳代謝を図る仕組みを設け、理事の在任(10年以内)期間等を明記することとした。		3. 組織運営規程 15. 役員の定年に関する規程 22. 2024年度社員総会議事録 26. 役員懇談会兼常務理事会報告(2024.3月) 役員候補者選考規定 36. 2024年9月臨時理事会議事録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】		
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 2024年9月の臨時理事会において、2024年度中に役員候補者選考規程を策定することを決定した。 (2) 策定に当たっては、独立した組織とすること、有識者を配置すること、現職の理事が過半数を占めないことを確認した。		28. 2021年3月臨時理事会議事録 36. 2024年9月臨時理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)倫理に関するガイドラインにおいて法令順守を含む規程を整備している。	10. 倫理に関するガイドライン
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1)特定非営利活動法人として、必要な規程を整備している。	2. 会員規程 3. 組織運営規程 4. 事務局職員規程 5. 会計規程 6. 賞金・謝金・旅費交通費(日当)等規程 7. 閲覧(情報公開)に関する規程 8. 役員報酬規程 10. 倫理に関するガイドライン 13. 利益相反ポリシー
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1)法人の業務に関する規程を整備している。	3. 組織運営規程 4. 事務局職員規程 5. 会計規程 7. 閲覧(情報公開)に関する規程 12. スポーツ仲裁に関する規程 13. 利益相反ポリシー
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬に関する規程を整備しているか	(1)役員報酬規程を整備している。	8. 役員報酬規程 6. 賞金・謝金・旅費交通費(日当)等規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1)会計規程を整備している。 特定非営利活動法人として、法に従い所属官庁への報告等を行っている。	5. 会計規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1)当協会の財政は会員の会費及び寄付金と助成金及び協賛寄付金により支えられており、非営利活動法人としての責務を果たすため、法に基づき監督官庁の指示に従って手続きを行っている。その上で、当協会の事業活動への賛同を得られるよう、普及・広報活動を展開しているところである。	1. 定款 23. 2024年3月臨時理事会議事録 2. 会員規程 37. 協賛趣意書 38. 協賛承諾書
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1)選考規程は理事会での承認に基づき決定され公表される他、強化合宿や強化指定選手のメーリングリストを通じて公平に周知している。 https://jbma.or.jp/news/news_event_info/event_240227_01/ (2)「コンプライアンス規程」「倫理に関するガイドライン」「スポーツ仲裁に関する規程」を設けている。 (3)選考規定は、強化委員会にて原案を作成し、理事会で承認している。	9. コンプライアンス規程 10. 倫理に関するガイドライン 27. 2024年2月常務理事会報告 12. スポーツ仲裁に関する規程 34. HP選考規程公表資料 11. 専門委員会の運営規定
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会所属のアスリートが参加する競技会の審判は、World Athletics及び公益財団法人日本陸上競技連盟並びに一般社団法人日本パラ陸上競技連盟に登録する審判員に委ねられており、協会独自の審判員は存在しない。	なし
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1)社会保険労務士、公認会計士に日常的に相談できる体制にある。 「社会保険労務士コンサルティングオフィス石川労務管理事務所」 「笠島公認会計士事務所」 (2)役員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	29. 相談窓口資料
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1)コンプライアンス委員会を設置し、少なくとも年1回以上開催している。 (2)コンプライアンス委員会には、学生陸上競技連合、厚生労働省、日本陸上競技連盟、盲学校長会での重要な職責を果たしてきた人員を配置しており、機能を十分に発揮できる体制である。 (3)コンプライアンス委員会に女性委員を配置している。	9. コンプライアンス規程 30. 令和6年度組織一覧 39. コンプライアンス委員会記録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1)コンプライアンス委員会には、学識経験者を配置しており、今後2025年3月までに弁護士を配置する。	9. コンプライアンス規程 30. 令和6年度組織一覧 36. 2024年9月臨時理事会議事録
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)2024年定例理事会において、役員対象のコンプライアンス研修(JSCインテグリティ研修会の資料を用いた伝達講習)を実施するなど、定期的(年1回以上)に研修を実施している。 また、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる中央競技団体ガバナンス診断を受け、定例理事会時に同センタースポーツインテグリティユニットによる結果報告会を実施した。	21. 2024年度定例理事会議事録 31. 中央競技団体ガバナンス診断結果報告書 32. 令和5年度コンプライアンス研修資料 35. 2023年度定例理事会議事録
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)主に強化合宿時を利用して、アンチドーピング研修を実施している他、日本パラスポーツ協会パラリンピック委員会インテグリティ研修を受講するなど上部団体の開催する研修会への年1回以上の参加を図っている。	33. 2023年度アンチドーピング年間教育計画 40. JPCインテグリティ研修案内メール
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会が所管する審判員は存在しない。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 必要に応じて、日常的に専門家に相談できる体制にある。 (2) 必要に応じて、社会保険労務士、公認会計士等に相談のできる体制にある。 「社会保険労務士コンサルティングオフィス石川労務管理事務所」 「笠島公認会計士事務所」 弁護士については、統括団体の法務相談支援を活用する体制ができています。	29. 相談窓口資料
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計規程を整備している。 (2) 特定非営利活動促進法第十八条に規程される職務を行うにあたり、企業やスポーツ協会等において職務の知識に長けている監事を配置している。 (3) 会計規程を整備し、法に基づいて毎年公認会計士及び監事による監査を実施している。	5. 会計規程 17. 令和6・7年度役員名簿 22. 2024年度社員総会議事録 41. 監査報告書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のための法令、ガイドラインを遵守しており、毎年監査を受け認証されている。	5. 会計規程
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 法に基づき、協会ホームページにおいて活動計算書等の開示を行っている他、閲覧（情報公開）に関する規程を設け、必要に応じて開示可能にしている。	18. 令和5年度財務諸表 7. 閲覧(情報公開)に関する規程
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手選考規程等を協会ホームページにおいて公開するなど、情報開示に努めている。 https://jbma.or.jp/news/news_event_info/event_240227_01/ また、強化指定選手のメーリングリストや強化合宿における口頭伝達をするなど、周知に努めている。	34. HP選考規程公表資料 10. 倫理に関するガイドライン
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 情報公開に関する規程を設けている。 (2) ガバナンスコードは、規程に従い毎年ホームページで開示している。 https://jbma.or.jp/wp-content/uploads/2023/10/sports_governance_202310.pdf	7. 閲覧(情報公開)に関する規程 42. ガバナンスコード開示HP画面
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 事業の実施に当たっては理事会等に諮り客観性・透明性について適正な対応をしている。特定非営利活動法人として、法（特定非営利活動促進法第2条第2項第1号）に基づいた運営が義務付けられ、毎年審査を受けている。 (2) 「利益相反ポリシー」を規程し、適切に管理している。	13. 利益相反ポリシー
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを規程している。	13. 利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) コンプライアンス通報窓口を設けている他、強化合宿等の機会に選手・関係者への周知に努めている。今後、個人情報の保護や安全性の確保などを念頭に、下記の団体が設置する通報窓口を優先的に広く周知徹底が図れるよう活動していく予定である。 スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口【公益財団法人日本バラスports協会】 第三者相談・調査制度相談窓口【独立行政法人日本スポーツ振興センター】 (2) コンプライアンス規程を設け、守秘義務や情報管理等について定めている。 今後は、団体の通報窓口を最優先に考え、窓口の周知や公開に努力していく予定である。 なお、当協会の「相談・苦情窓口」も継続して運用していく。	9. コンプライアンス規程 10. 倫理に関するガイドライン 43. 通報窓口案内メール
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報制度の運用体制については、有識者に相談しながら、今後も下記団体の通報窓口を最優先に運用し、当協会の「相談・苦情窓口」ともに運用する。 スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口【公益財団法人日本バラスports協会】 第三者相談・調査制度相談窓口【独立行政法人日本スポーツ振興センター】	13. 倫理に関するガイドライン
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 定款及び、会員規程、事務局職員規程、コンプライアンス規程等により、懲罰規程が整備されている。	1. 定款 2. 会員規程 4. 事務局職員規程 9. コンプライアンス規程 10. 倫理に関するガイドライン 12. スポーツ仲裁に関する規程
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) コンプライアンス委員会には、女性委員、外部委員が含まれており、2025年3月までに、委員に弁護士を加える予定である。	9. コンプライアンス規程 10. 倫理に関するガイドライン 30. 令和6年度組織一覧 36. 2024年9月臨時理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)スポーツ仲裁に関する規程を設けており、スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を定めている。	12. スポーツ仲裁に関する規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1)スポーツ仲裁に関する規程を設けている。 過去に例はないが、処分を科す場合は、スポーツ仲裁の利用が可能である旨を文書で通知する。	12. スポーツ仲裁に関する規程 10. 倫理に関するガイドライン
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)危機管理規程を策定している。 (2)2024年9月27日の臨時理事会において、2024年度中に危機管理マニュアルを策定することとした。	16. 危機管理規程 36. 2024年9月臨時理事会議事録 44. 危機管理マニュアル
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内の不祥事発生はない。	なし
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内の当該事案の発生はない。	なし
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織は存在しない。	なし
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織は存在しない。	なし